三　電気工作物の整備又は更新の実施体制
四　電気工作物の整備又は更新の実施に必要な資金の額、調達方法及び負担の方法
五　電気工作物の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果
六　前各号に掲げるもののほか、電気工作物の整備又は更新の実施に関し必要な事項
3　経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一　整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保することが、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために特に重要であること。
二　整備等計画の実施期間、実施体制その他の事項が当該整備等計画を確実に遂行するために適切なものであること。
（認定整備等計画の変更等）
第二十八条の五十　前条第一項の認定を受けた者（次項及び第三項において「認定整備等事業者」という。）は、当該認定に係る整備等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。
2　経済産業大臣は、認定整備等事業者が当該認定に係る整備等計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定整備等計画」という。）に従つて電気工作物の整備又は更新を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
3　経済産業大臣は、認定整備等計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定整備等事業者に対して当該認定整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
4　前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定に準用する。
第五十四条中「発電用原子炉」の下に「（原子炉等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。次条第一項第三号において同じ。）」を加える。
第六十六条の十一第一項第三号中「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十九」に改め、同項第五号中「第二十八条の五十、第二十八条の五十三第一項」を「第二十八条の五十二、第二十八条の五十五第一項」に改め、同項第八号中「第二十八条の五十一第一項」を「第二十八条の五十三第一項」に改める。
第九十九条の八中「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改める。
第百六条第一項中「原子力を原動力とする発電用の電気工作物（以下「」及び「」という。）」を削る。
第百八条第一項中「（平成五年法律第八十八号）」を削る。
第百十二条の三の見出しを「（原子炉等規制法との関係）」に改め、同条第一項中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。）」を「原子炉等規制法」に改める。
第百十六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四　第二十七条の二十九の五の規定による命令に違反したとき。
第百二十条第一号中「第二十八条の三第一項」を「第二十七条の二十九の三第五項、第二十八条の三第一項」に改める。
第百二十一条第一号中「第百十六条第四号又は第五号」を「第百十六条第五号又は第六号」に改め、同条第三号中「第三号」を「第四号」に改める。
第百二十四条第七号中「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十九」に改め、同条第九号中「第二十八条の五十一第一項」を「第二十八条の五十三第一項」に改め、同条第十号中「第二十八条の五十五」を「第二十八条の五十七」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）
第二条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。
第四十三条の三の二十第二項第十二号及び第十三号を次のように改める。
十二　第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の規定に違反して発電用原子炉を運転したとき。
十三　第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。
第四十三条の三の三十二を次のように改める。
（発電用原子炉施設の劣化の管理等）
第四十三条の三の三十二　発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該三十年を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画（以下この条において「長期施設管理計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。
2　長期施設管理計画には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、長期施設管理計画の期間、第五項の規定により実施した劣化評価（発電用原子炉施設の劣化の状況に関する技術的な評価をいう。以下この条において同じ。）の方法及びその結果、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置その他原子力規制委員会規則で定める事項を記載しなければならない。
3　第一項の認可を受けた者は、当該認可を受けた長期施設管理計画（次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、当該期間を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における長期施設管理計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この項の認可を受けた者が、当該認可を受けた長期施設管理計画（次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときも、同様とする。
4　第一項又は前項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。
5　発電用原子炉設置者は、長期施設管理計画を定め、又は長期施設管理計画に記載された事項のうち発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項その他の原子力規制委員会規則で定める事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、劣化評価を実施しなければならない。
6　原子力規制委員会は、第一項、第三項又は第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、これらの認可をしてはならない。
一　劣化評価の方法が、発電用原子炉施設の劣化の状況を適確に評価するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。
二　長期施設管理計画の期間における発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものであること。
三　発電用原子炉施設が、長期施設管理計画の期間における運転に伴い生ずる当該発電用原子炉施設の劣化の状況を踏まえ、当該期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。
7　第一項又は第三項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画について、第四項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
8　発電用原子炉設置者は、第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（第四項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第六十一条の二の二第一項第三号ホにおいて同じ。）に従つて、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を講じなければならない。